

千葉県弁護士会 紛争解決支援センターが
台風15号及び19号の被害に関連したトラブルを解決する
お手伝いをします。

弁護士会のあっせん・仲裁 (災害ADR)

令和元年9月から10月にかけての台風15号及び19号により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕方法で問題が生じたり、建物の損壊や倒木による近隣間でのトラブルに悩んでいませんか？

弁護士会のあっせん・仲裁(災害ADR)は、大規模災害に関連する民事上の紛争について、弁護士があっせん人等として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

原則3回以内の話し合いで紛争解決をめざします

申立手数料は**無料**です(※)。
申立てを弁護士がサポートします。

隣家からものが飛んできて
家の窓ガラスが割れた。

隣家と費用の負担について
話し合いをしているがまとまらない。

災害ADRは裁判より迅速で、柔軟性がある紛争解決ができるとされています。
東日本大震災や熊本地震の際にも数多く利用されています。

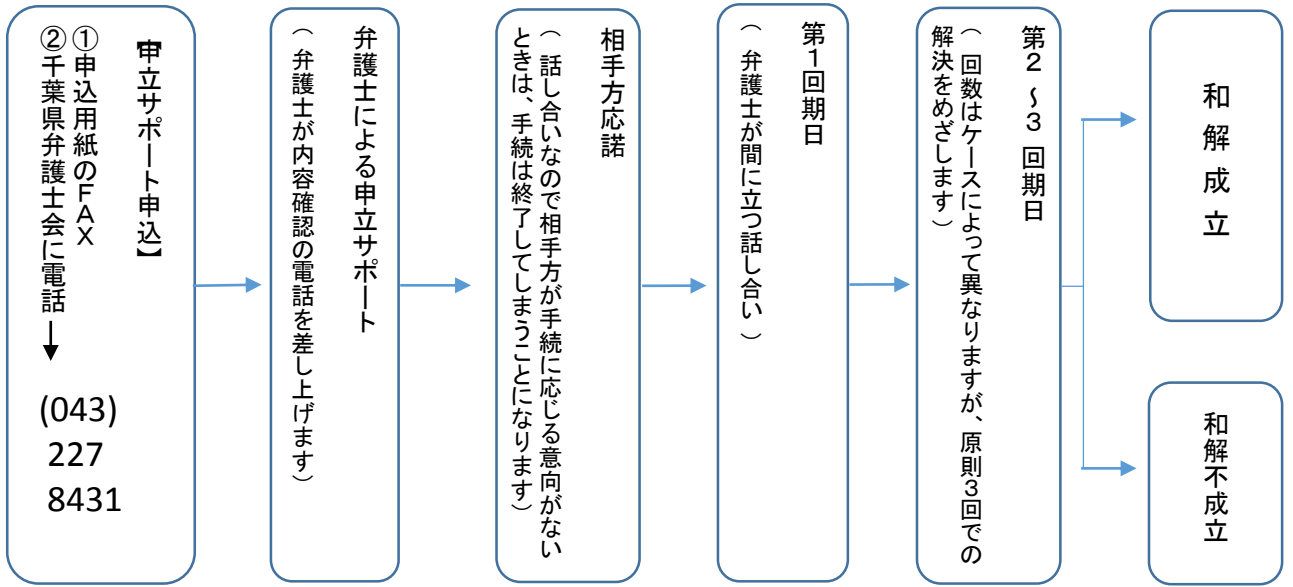
※紛争解決時には成立手数料が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ

千葉県弁護士会 紛争解決支援センター
〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番9号
TEL 043-227-8431 FAX 043-225-4860



災害ADRの流れ



災害ADRの費用

- 申立手数料(通常1万円＋消費税)、期日手数料(通常5000円＋消費税)は、いずれも**無料**です。
- 成立手数料として、下表の基準での金額を申立人と相手方とで折半して負担いただくこととなります。ただし、事案に応じて最大半額まで減額されることとなります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準(税別)
100万円以下	8%(最低2万円)
100万円超～300万円以下	3万円+5%
300万円超～3000万円以下	15万円+1%
3000万円超	30万円+0.5%

千葉県弁護士会 紛争解決支援センター 御中 (FAX: 043-225-4860)

災害ADR申込用紙 (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申 込 人	氏 名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住 所	〒	
	連絡先	TEL	携 帯
相 手 方	氏 名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住 所	〒	
	連絡先	TEL	携 帯
紛争 類型	☐ 雇用関係 ☐ 借地借家 ☐ 近隣問題 ☐ 建物やマンションの修繕 ☐ 損害賠償 ☐ その他()		